

## 第11回建築関係訴訟委員会及び第17回建築関係訴訟委員会分科会議事要旨

1 日 時 平成19年2月23日(金)午後3時

2 場 所 最高裁判所中会議室

3 出席者(敬称略)

(委員)

秋山宏, 上谷宏二, 内田祥哉, 岡田恒男, 尾崎行信, 可部恒雄, 鈴木誠, 畑郁夫,  
平山善吉, 松本光平, 安岡正人(仙田満は欠席)

(特別委員)

大森文彦, 坂本功, 関沢勝一, 山口昭一(山本康弘は欠席)

(オブザーバー)

斎藤賢吉, 野口留治, 菅野博之, 中村也寸志, 小久保孝雄

(事務局)

小泉博嗣, 小林宏司, 花村良一

4 議 事

(1) 開会の宣言

(2) 事務当局者及びオブザーバー交代の報告

(3) 配布資料の説明

(4) 答申に関する報告

事務局から, 本委員会においてまとめた建築関係訴訟委員会答申(以下「答申」という。)が最高裁判所に提出されたこと, 答申を高等裁判所, 地方裁判所の各裁判所, 建築学会及び土木学会に送付したこと, 答申の概要と全文が「判例タイムズ」及び「民事法情報」の各誌に掲載されたこと, 答申についての記事が「法律新聞」及び「壁装新聞」の各新聞に掲載されたことなどが報告された。

その後, 建築学会から, 答申発表後の同学会の活動等が報告された。

また, 最近における建築士の職業倫理の普及, 啓発及び建築紛争の予防と解決のための方策に関する諸制度の改正が行われたこと, これらの改正が答申にも謳われている建築紛争の解決・予防のための方策という点において相当の効果があり, 今後建築界に非常に大きな影響を与えるものと考えられることが報告された。

(5) 鑑定人候補者推薦依頼の状況等について

事務局から, 別添「鑑定人候補者推薦依頼一覧」に基づき, 近時の建築学会に対する鑑定人候補者推薦依頼の状況及び同推薦依頼手続が円滑かつ順調に進んでいる旨の報告がされた。

また, 近時の鑑定人候補者推薦依頼の実情等とその分析結果につき報告がされ, これに基づいて議論がされた。

(主な発言)

学会推薦依頼は, 地域において専門家を確保できないような専門性の高い事案で用いられていることから, 年度や地域によって件数に開きが生じていると考えられる。

建築関係訴訟事件における訴額と審理期間とは, どのような関係があるのか。

統計上の把握はしていないが, 訴額が2000万円以上となる事件には, 複雑困難な事件が多く, それより低い事件には, 複雑困難な事件はそれ程多くないという印象を持っている。ただし, 2000万円以上の事件の中での複雑困難性の違いについては明確でない。

一般の民事訴訟事件では, 訴額と事件の複雑困難性は比例しないが, 建築関係訴訟事件では, 訴額と事件の複雑困難性は比例するという印象を持っている。

鑑定人選定方法別の鑑定実施事件における平均審理期間を比較する際には, 鑑定

に入ってから終局までの期間がわかるとよい。

鑑定を実施した事件においては、鑑定人候補者の推薦依頼がされるまでの争点整理の時間が長いものと思われる。

争点整理の仕方については、準備書面の交換を繰り返すような方法で争点整理を行っているのか、それとも弁論準備手続期日等に、必要に応じて、専門家の立会いをお願いして口頭で争点整理を行っているのか。

法廷で準備書面を交換する争点整理はほとんどなく、調停手続もしくは争点整理手続の中で専門家の協力を得て争点整理を行うことが多い。

争点整理には、専門家調停委員もしくは専門委員に関与してもらっている。また、複雑困難な事件ほど争点整理において専門家に入ってもらふ必要があるので、できるだけ早期に専門家の方に関与してもらふようにしている。

最高裁判所から各地の裁判所に向けて、再度、建築学会による鑑定人候補者の推薦システムが構築されていることを周知してもらいたい。

(6) 建築関係訴訟事件の近時の動向及び審理の実情等について

事務局から、近時の建築紛争事件の動向及び各庁における建築関係の協議会等の開催状況がそれぞれ報告された。

その後、オブザーバーから、東京地方裁判所及び大阪地方裁判所の各建築集中部における建築関係訴訟事件の審理の実情、専門家の活用上の工夫等について報告がされ、これらに基づいて議論がされた。

(主な発言)

専門委員及び鑑定人のそれぞれの特徴について教えていただきたい。

専門家調停委員、専門委員及び鑑定人それぞれ職責が異なり、早期に専門家の説明、助力を得たいときに、専門委員や専門家調停委員が利用されている。鑑定は、そのような説明、助力を得るのではなく、事件について判断が必要となったときに利用されている。そして、鑑定人を決める際には、これまで関与してもらった専門委員又は専門家調停委員に相談する事件が多い。

建築関係訴訟事件の処理については、原則として調停を利用している。その理由は、専門委員とは異なり、当該事件について専門家調停委員の意見を反映した調停委員会の意見を証拠として活用することができるからである。鑑定については、費用の面も考慮の上、利用している。従来の鑑定書のような負担の重いものではなく、より簡易な鑑定書を提出してもらふ方法がないのか検討しているところである。

専門委員からは意見をストレートに聞きにくいという反面、主張整理、争点整理及び話し合いのいずれの段階にも関与してもらえるとという利点がある。鑑定は、証拠調べの段階でしか利用することができない反面、結論に直結した専門的知見を得るという意味では絶大な効果がある。調停は、さまざまな場面で利用できるという柔軟性があり、専門家調停委員に意見を聞くこともできる。

建築紛争事件そのものを考えた場合、訴訟になる前に、民間レベルでADRのような制度等を利用して処理することはできないか。

民間におけるADRや斡旋仲裁センターのような外部機関も一つの解決手段として、今後、確立されることが望ましいし、将来的には、裁判所もそのような機関と協力連携していくことを視野に入れて考える必要があるのではないか。

専門家調停委員の中から鑑定人又は専門委員を選任することは良いと思うが、専門家調停委員と専門委員とは事件ごとに峻別して利用するのか。

専門家調停委員と専門委員を併任していることが多いが、この事件では専門委員、他の事件では専門家調停委員というように、事件ごとの峻別は必ず行われている。

(7) 今後のスケジュール

次回は、委員会兼分科会として、今年後半以降の適宜の時期に開催することが確認

された。